

平成19年12月13日（木）

枚方市議会 議会運営委員会 記録

議会運営委員会記録目次

平成19年12月13日(木)

出席委員	1
請願紹介議員	1
枚方市議会委員会条例第21条による出席者	1
本日の会議に付した事件	1
出席状況の報告	2
開議宣告(午前10時9分)	2
請願第1号 地方自治法第100条の権限を持つ調査特別委員会の設置に関する請願	2
高橋伸介委員の請願紹介議員に対する質疑	
枚方官製談合事件の真相解明と損害賠償を求める市民100条委員会の概要について	2
請願者の組織名称について	2
第2清掃工場建設工事に係る談合事件に対し官製談合という名称を使用することについて	3
西田政充委員の質疑	
地方自治法第100条の権限を持つ調査特別委員会の権限について	5
地方自治法第100条の権限を持つ調査特別委員会で出頭請求可能な対象者について	6
証人に対する強制手段について	6
出頭請求を拒否する正当な理由の判断について	6
大森由紀子委員の質疑	
第2清掃工場建設工事に関する調査・談合防止対策委員会の設置目的について	7
野口光男委員の質疑	
本市議会で設置された直近3例の地方自治法第100条の権限を持つ調査特別委員会の内容について	7
地方自治法第100条の権限を持つ調査特別委員会の調査対象について	9
第2清掃工場建設工事に関する調査・談合防止対策委員会における南部市民センター新設工事に関する調査状況について	10
第2清掃工場建設工事に関する調査・談合防止対策委員会での談合事件に関する調査状況について	10
第2清掃工場建設事業の事務執行過程について	11
第2清掃工場建設事業実施に至る意思決定過程について	11
第2清掃工場建設検討委員会の議事録の有無について	11
第2清掃工場建設工事に係る談合事件の公判内容の検証について	12
休憩(午前10時55分)	12
再開(午前10時56分)	12
石本建築事務所の第2清掃工場建設工事に係る設計業務関与に対する本	

市の今後の対応について……………	1 3
談合事件に係る事実関係の調査を実施することについて要望……………	1 3
休憩（午前10時58分）……………	1 3
再開（午前10時58分）……………	1 3
高橋伸介委員の質疑	
地方自治法第100条の権限を持つ調査特別委員会による押収書類の資料請求について……………	1 3
広瀬ひとみ委員の質疑	
第2清掃工場建設工事に関する調査・談合防止対策委員会の調査内容が談合事件の事実関係に及んだ場合について……………	1 5
休憩（午前11時15分）……………	1 7
再開（午前11時21分）……………	1 7
請願第1号閉会中継続審査の申し出採決……………	1 7
散会宣告（午前11時22分）……………	1 7

議会運営委員会 委員会記録

平成19年12月13日(木曜日)

出席委員(10名)

委員長	鷺見信文	委員	千葉清司
副委員長	池上公也	委員	高橋伸介
委員	岡沢龍一	委員	福留利光
委員	野口光男	委員	大森由紀子
委員	広瀬ひとみ	委員	西田政充

請願紹介議員(2名)

西村健史 石村淳子

枚方市議会委員会条例第21条による出席者

市長	竹内脩	財政課長	宮垣純一
副市長	木下誠	企画課長	奥誠二
理事	奥野章	総務部人事調整担当参事	
市長公室長	永田久美子		長沢秀光
企画財政部長	井原基次	法制室長	松井茂夫
企画財政部次長	福井宏志	法制室課長	堀川嘉久
企画財政部次長	北村昌彦		

本日の会議に付した事件

1. 請願第1号 地方自治法第100条の権限を持つ調査特別委員会の設置に関する請願

市議会事務局職員出席者

事務局長	山下寿士	事務局スタッフマネージャー	五島祥文
事務局次長	伊藤隆	議事課チーフ	仲西功夫
庶務課長	式田多秀	議事課員	井田昌誕
議事課長	山田幸信	議事課員	遠山喬士

~~~~~

- 鷺見信文委員長** 開議に先立ち、事務局職員から委員の出席状況を報告します。伊藤事務局次長。
- 伊藤 隆市議会事務局次長** 本日の会議のただいまの出席委員は、10名です。  
なお、請願第1号の紹介議員として、西村議員及び石村議員に出席をお願いしています。  
以上で報告を終わります。  
(午前10時9分 開議)
- 鷺見信文委員長** ただいま報告しましたとおり、出席委員は定足数に達しておりますので、これから議会運営委員会を開き、請願第1号 地方自治法第100条の権限を持つ調査特別委員会の設置に関する請願の審査を行います。
- 鷺見信文委員長** 審査に先立ち申し上げます。  
本委員会の傍聴は、委員長においてこれを許可します。  
なお、本委員会室に確保した傍聴席を上回る傍聴希望者が来られた場合は、第4委員会室でモニタースピーカーによる音声傍聴を許可します。御了承願います。
- 鷺見信文委員長** これから審査に入ります。  
請願第1号 地方自治法第100条の権限を持つ調査特別委員会の設置に関する請願を議題とします。
- 鷺見信文委員長** お諮りします。  
本請願については、既に詳細な趣旨説明を聴取しておりますので、これを省略したいと思います。これに御異議ありませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 鷺見信文委員長** 御異議なしと認めます。  
よって、本請願については、趣旨説明を省略することに決しました。
- 鷺見信文委員長** これから質疑に入ります。  
まず、紹介議員に対する質疑を行います。質疑はありませんか。高橋委員。
- 高橋伸介委員** まず、請願文書の件で、紹介議員さんにお尋ねをしたいんですけども。  
今回、請願者は戸谷様。団体を代表されている方で、その団体が、枚方官製談合事件の真相解明と損害賠償を求める市民100条委員会という団体なんですけれども、どのような性格の団体なのか、お尋ねさせていただけたらと思います。
- 西村健史議員** おはようございます。  
高橋委員のただいまの御質問に、お答えしたいと思います。  
枚方官製談合事件の真相解明と損害賠償を求める市民100条委員会の代表ということですが、代表は、ここに書いてありますが、戸谷茂樹氏であります。職業は、弁護士をされています。  
外10団体といいますのは、新日本婦人の会を初めとして、枚方交野民主商工会、そして枚方年金者組合など約10団体、そして個人が156人と、こういうことになります。  
よろしいでしょうか。
- 高橋伸介委員** そうしますと、この団体名に「枚方官製談合事件の真相解明」ということで表記されておられるわけですけども、たしか日本共産党さんも官製談合という言葉をお使いになっていたと思うんですけども、一般的に、官製談合というのはどのような

ものとお考えですか。

○西村健史議員 お答えいたします。

一般的には、官製談合というのは、この間の議会でも私述べましたが、特に国の段階と地方公共団体とではちょっと性質が違うところがあると思います。例えば、国では今、防衛省の問題が出ています。いわゆる軍事産業と政治家と、そして官僚と。ところが、地方公共団体、私たち枚方市では、業者と、それから、特に多いのは首長、市長、町長、村長さんと、この1カ月足らずでももう10数件ありました。そういう形で、首長というんでしょうか、それから助役、副市長とか、呼称は違いますが、部長とか、そういう関係がございますね。

要するに、市職員が関係している、理事者が関係していると、こういうのが官製談合だと、こういうことですね。

○高橋伸介委員 私もそのように感じているところなんですけれども、今、明確な定義がないところですね、今のところね。一般的なことですね。

そこで、当然、官製談合とおっしゃる以上、今の一般的な、西村請願紹介者としてお答えいただいたところでは、官製側の官側でかかわりのあるのは、中司前市長と小堀前副市長ということで間違いありませんか。

○西村健史議員 これは、ちょっと誤解があるんじゃないかと思うんですが、請願文書表で見ていただいて、こういう枚方市の第2清掃工場を巡って起訴されたということで、これのいわゆる徹底解明、真相解明を求めるために、請願事項が2項あります。それは、真相解明のために、市議会に100条の権限を持つ調査特別委員会を開いてくださいということと、談合排除都市宣言を上げてくださいと、こういうことが請願趣旨でありますので、高橋委員の今の質問、私の個人的な考え方になるということで、ちょっと外れるんじゃないかなと思うんですけれど。

○高橋伸介委員 私はね、外れるとは思っていないんです。会の名称が明確に枚方官製談合事件と断定されている表現を使っておられるので、確認をしてるんです。

そこで、もう一度聞きますけれども、官側でかかわりがあるのは、中司前市長と小堀前副市長ですねとお尋ねしているんです。おわかりいただけましたか、趣旨は。

○西村健史議員 お答えいたします。

現時点では、大阪地検の方では、法的には前市長と、そして御案内のとおり前副市長と、こういう形になってますね。私どもが開いてほしいと言ってますのは、枚方市の官製談合事件について全容を解明する、真相を解明するということです。

現時点で、大阪地検は、その両名を逮捕して、起訴してるわけですね。例えば、もし100条調査委員会が開かれて、そして、その中で、また新たにいろんな形で出てくる可能性があります。それは、この方か、この方かというのは、私は司直の人間ではありませんので、ちょっとそれは申し上げられないので、今の時点では、マスコミでは2名という形になってますので、そういうことになると思います。

○高橋伸介委員 この事件の調査をしようとしたときには、大変騒がした事件というのは、現職の市長と副市長が逮捕、起訴されたということも、一番大きな原因の一つだと思うんですよ。そのことでもあると思うんです、この請願趣旨というのはね。その確認なんです。

それは入ってますよね、当然。

○西村健史議員 ちょっと余談なことになるかもわかりませんが、ずうっと私もこの間、法廷へ行かせていただきまして、1回以外は全部傍聴をさせていただいて。高橋委員も来られてます。その中で、大阪地検の検察官が、枚方市民は2億円から10億円の損害を受けているとか、それから、平原元警部補が全面的に認めている、自ら辞職しているとか、そんなことがあって、そういういろんなことがありますので、これは官製談合という形で、御本人たちの自供の中から、そういうことを私たちも考えております。

○高橋伸介委員 今、自供の中からおっしゃったわけですね。この請願要旨の中でも、事件、これは事件報道のことですね、それと公判に係る報道でということで、新聞報道と公判の内容から要旨というのは構成されてるわけですが、現実には官製談合事件という形で団体名は構成されているわけですよ。

そうしますと、小堀前副市長は初公判で全面否認されたというのは、御存じですか。

○西村健史議員 先ほども申し上げましたとおり、私、1回以外は全部傍聴しておりますので、小堀前副市長がどういう答弁をされたか、これは新聞報道されていますし、あえて言う必要もないと思いますので。

○高橋伸介委員 あと、官製側で逮捕されました中司前市長におかれましては、期日前整理に入られて、今、水面下で、検察と弁護側と、認定といたしますか、その事実のすり合わせをされている、大変これ、遅れるというふうにも風評で聞いております。ということは、ことごとく検察側と対立しているということが類推できるのではないかなと思うわけです。

そうなりますと、これ、官側が全面否認されておられる。中司前市長におかれましては、在職中から一貫して関与は認めてこられなかった。その後、逮捕されてからの御発言というのは聞く機会がないわけですが、今の期日前整理が遅れてることからも、大変争っておられるなど、水面下で、ということは類推できるわけです。

逆にそうなりますと、裁判で仮に、何も確定してないわけですから、官製談合ということ自体が、仮に無罪という形になりましたらなくなるわけですが、そうなりますと、大林による談合、これについての調査の必要というのはあるわけで、これは監査報告にも指摘がされているところだと思わなければならない、今の時点で官製談合と決め付けになるのは問題があるように思いますが、どうですか。

○西村健史議員 高橋委員が今申された点、今の時点で官製談合ではないかと、そういう位置付けはまだ早まっているんじゃないかと。例えば、中司前市長が有罪になってというふうな形になれば、これは官が絡んでますから官製談合だと。その時点で官製談合と言うべきではないかと、こういうことだと思わんです。

私どもは、先ほども申し上げましたとおり、この間傍聴もし、そして、検察側を初めとして弁護側、大林組の2人の元顧問、平原元警部補も、全面的に、この問題については中司前市長の関与、これをおっしゃってるわけですね。そして、それに対して全面的に認めていると。これは、だけど片方の、言うたら検察側の、大林組側と平原元警部補ですね。平原元警部補というのは、やっぱり警察官でもありましたから、ですから、御自身が本当に市民に対して謝ると、こういうこともおっしゃっていました。

ですから、私どもは、そういう意味で、官製談合事件というのは、これは検察側、弁護

側とのやりとりの中でも、本当に中司前市長が、こういうことを言わざるを得ないということが、平原容疑者から現実の言葉として出てきております。そういうこともあります。

だけど、中司前市長の側からまた、その後、小堀前副市長、ただ、これは全面的に違いますと。だけど、それでも全面的に違っても、私どもは、仮に違っても、今度は相矛盾が出てくると思っています。

ですから、そういういろんな意味で、私たちは、前市長がいろんな形でおっしゃったと、こういうことですね。いうことで、官製談合と言わせてもらっている。いいでしょうか。

**○高橋伸介委員** 今、公判の中身をお聞きしているんじゃないんですよ。官製談合という言葉、時間もあれですから端的に申しますけれども、軽々に用いるべき事件じゃないというふうに私は判断しているんです、今回。非常に特殊な、例外的な事件になりましたですよ。これは、西村議員よく御存じですよ。収賄もなければ、談合システムも今のところ立証できなかつたわけですよ、検察側は。

ですから、そういう意味で、この官製談合というのは、一般的には、官製談合という事件というのは、ほとんど首長が関与されたり、収賄があつたりして、担当係が逮捕されたりとかいうことがあつたわけですけども、今回は異例な事件だということの認識はお持ちですか。ずっとこれ、西村議員も見てこられましたよね。

**○西村健史議員** 高橋委員もよく御存じのとおり、私も高橋委員のホームページも見させていただいて、今のお考えをおっしゃっているのをよくわかっていますから、私も、これは官製談合事件であるというのは、これは経験則というのか、私ども、中司前市長の今までの政治手法とかいろいろ見てきまして、そういう形で判断したものと、こういうことで見ていただいたら結構だと思います。

**○鷲見信文委員長** 他に質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ないようですので、これにて紹介議員に対する質疑を終結します。

**○鷲見信文委員長** 紹介議員に申し上げます。

紹介議員に対する質疑は終結しましたので、これで退席していただいて結構です。どうも御苦労さまでした。

[西村健史議員及び石村淳子議員退席]

**○鷲見信文委員長** 傍聴人に申し上げますが、どうか会議中は御静粛にお願いいたします。

**○鷲見信文委員長** 次に、理事者及び議会事務局に対する質疑を行います。質疑はありませんか。西田委員。

**○西田政充委員** それでは、私からは、今回請願を出されております請願要旨の請願事項の「1.（仮称）第2清掃工場を巡る談合問題の真相解明を行うため」の部分ですけども、ここにあります「地方自治法第100条の権限を持つ調査特別委員会」、これについて、これがどういった委員会なのかという、この姿をはっきりさせたいと思っております、非常に基本的な質問にはなるんですけども、質問をさせてもらいたいというふうに思います。

まず、特別委員会につきましては、地方自治法第110条に基づく委員会と、そして、さらに第100条の調査権という権限を持つ委員会に大別できると思うんですけども、第100条の権限が付与された場合の主な特徴を、まずお答えいただきたいというふうに



思います。

○山下寿士市議会事務局長 お答えいたします。

地方自治法第100条の権限が与えられた場合ですが、調査が十分行えるように、証人を呼んでの訊問や、資料の提出要求に関して、罰則による強制手段が付与されるというのが大きな特徴と言えます。

また、第100条の権限がない通常の調査特別委員会では、執行機関に対する質疑を行うことによる調査が中心になると思われませんが、100条調査権が付与されれば、第三者である証人に対する訊問を中心とした委員会活動になると思われまして、委員会運営の形態が大きく異なるものと考えられます。

以上です。

○西田政充委員 今お答えいただいた中に、証人を呼んでの訊問ということがございましたけれども、この証人というのは、例えば今回の場合のような公判中の被告となっている人物については、その対象となるのか。何か制約があるのか、ないのか、その辺をお聞かせいただきたいんですが。

○山下寿士市議会事務局長 制約と申しますか、証人と呼べる者といえますのは、第三者ということで、選挙人名簿登載者だけじゃなくて、もちろん市役所の執行機関の対象者やそういった人たちだけじゃなくて、市外の方でも第三者であればすべて呼べるというようにして、基本的には制限はございません。

○西田政充委員 いわゆる被告となっている人物でも、証人となれるということによろしいですね。

○山下寿士市議会事務局長 そのとおりでございます。

○西田政充委員 あと、先ほどの御答弁の中で、罰則による強制手段が付与できるということなんですが、罰則による強制手段、これ、具体的に例を挙げていただけますでしょうか。

○山下寿士市議会事務局長 地方自治法におきましては、正当な理由なく出頭しないとき、また、正当な理由なく記録を提出しないとき、正当な理由なく証言を拒否したとき、この場合は6カ月以下の禁錮、または10万円以下の罰金となっております。

また、宣誓した証人が虚偽の証言をしたとき、この場合は、3カ月以上5年以下の禁錮に処すると定められております。

議会としては、これらの罪を確認すれば、告発しなければならないとなっております。

以上です。

○西田政充委員 正当な理由なくというのが何遍も出てきておりますけれども、正当な理由というのは、どのようにして判断されるものなんでしょうか。

○山下寿士市議会事務局長 その判断につきましては、第一義的には委員会の議決ということによって行うこととなります。本会議の議決を経て告発に至った場合は、その判断につきましては、検察から裁判所へ委ねられるということになります。

以上です。

○西田政充委員 では、例えば、今回のように、公判中の被告を証人として呼んで、そして質問をしますね。その際に証人が、例えばですけども、公判中のため答えることができませんとか、きっちりとした証言が得られなかった場合、これが正当な理由なのかどうか

ということについての判断は、これは、そのときの委員会、そしてその後の議会で決めるものであるということによろしいのでしょうか。

○山下寿士市議会事務局長 第一義的にはそうでございます。

○西田政充委員 第一義的ということですがけれども、基本的には、やはりその辺の判断は、議会の方でしていかななくてはならないということですよ。

○山下寿士市議会事務局長 そのとおりでございます。

○大森由紀子委員 今回の事件については、今、司法の中で、公判の中でいろいろ事実関係が明らかになってきているところなんですけれども、今回の請願の中で、この議会で100条委員会を設置する理由として、ここに挙げていらっしゃるの、一つは、今、市長が置かれた外部の有識者による調査委員会、これが、事実関係の調査ではなくて、そこから事務処理の検証にと変わっていると、一連の調査はしようとしていない。これをベースにして、だからこそ議会として必要じゃないかというふうなことを、この要旨の中では書かれてるわけですがけれども、そこで、改めて、市長が置かれた調査委員会というのは、何を目的として設置をされたのか、もう一度お聞かせをください。

○長沢秀光総務部人事調整担当参事 お答えいたします。

事務局をさせていただいておりますので、私の方から答弁させていただきます。

調査委員会につきましては、そもそも事実関係を調査するという形で設置させていただきましたけれども、今回、こういった形で公判がされるという中におきまして、事務処理について検証という形で、事実関係の認定につきましては公判に委ねていこうという形に切り分けをさせていただきました。

ただし、最終的な目標につきましては、談合防止対策、これを練っていこうということにつきましては、当初から何ら変わることはございませんので、よろしく願いいたします。

○野口光男委員 質問させていただきますけれども、100条委員会の概略については、先ほども説明があったわけなんですけれども、きょう資料で配られていますけれども、枚方市議会でも、これまで100条の権限を持つ調査特別委員会が設置をされたわけですが、その概略、それについて直近の3件、幾つかこれまで枚方市は特別委員会の設置もされているわけですが、直近の3件の調査特別委員会の概略、内容、これについて、事務局の方から説明をしていただけますでしょうか。

○山田幸信議事課長 お答えいたします。

本市議会における直近3例の100条調査権を付与された特別委員会の状況について、お答えします。

お手元にお配りしております資料をごらんください。

表題が「枚方市議会でもこれまで設置された地方自治法第100条の権限を持つ特別委員会の設置理由及びその調査内容について（直近の3件）」という資料をごらんください。

まず、1枚目に行政事務調査特別委員会、これは昭和50年7月30日から翌年の51年12月27日に設置されたものでございますが、この設置理由としましては、これは、その当時、いわゆる黒い霧事件と呼ばれていたものでございまして、1番目としては、枚方市土地開発公社の公共用地（代替地を含む）取得について。それから、本市の工事請負

契約執行体制について、新聞報道のような本市行政と暴力団との癒着問題が市民間に大きな不安と疑惑を与えており、このままでは行政不信につながると考えられたことから、市議会の権威とその責任において、上記事件の真相を解明し、市政に対する市民の不信感を取り除くとともに、今後の本市事務執行に対する改善と正確、厳正化を期するためとの理由により設置されたものでございます。

調査内容につきましては、ただいま申し上げました件について、委員10人をもって構成する行政事務調査特別委員会を設置しまして、これに付託の上、関係人の出頭、証言、記録の提出等の一切の権限、いわゆる100条の権限を同委員会に委任したものでございます。

なお、調査に要する経費は、この当時、10万円以内とされました。

委員会については、土地開発公社の公共用地について9項目、本市の工事請負契約執行体制について9項目の計18項目について、期間として1年5カ月にわたって調査し、開催回数は46回、喚問人数は78人（延べ129人）となっております。

委員会の開催経過と詳細につきましては、別紙①の「行政問題調査特別委員会の開催状況」に詳しく記載しておりますが、時間の関係上、説明については割愛させていただきますので、御了解よろしくお願いいたします。

続いて、2件目ですけれども、2ページをごらんください。

これは、（仮称）第46小学校用地取得に関する事務執行状況調査についてということで、当時、予算特別委員会に100条調査権が付与された例でございます。

設置理由としましては、昭和53年第2回定例会の6月13日の本会議におきまして、先ほど言いました予算特別委員会に付託されていた議案第43号 昭和53年度大阪府枚方市一般会計補正予算のうち、（仮称）第46小学校用地取得費について、購入面積、購入価格の適否等を判断、解明すべく、本用地取得に係る経緯及び売買契約内容等を調査するための理由で設置されたものでございます。

調査の内容といたしましては、先ほど述べました設置理由の件について、既に設置されていた予算特別委員会（委員10人）からの申し出により、同委員会に100条調査権の委任議決がなされたものでございます。

なお、調査に要する経費は20万円以内とされ、委員会は9カ月間にわたって調査し、開催回数は13回、喚問人数は30人（延べ35人）、それ以外に、参考人招致として3人となっております。

これも、委員会の開催経過については別紙②のとおりになっており、詳しい説明は省略させていただきたいと思いますが、1点だけ、この資料によりますと、もちろん予算委員会は特別委員会ですので、本来の予算特別委員会も含めて100条調査権も含めた会議が34回開催されております。実際、100条調査権を付与された回数が13回となっておりますが、この表によりますと、証人訊問による12回以外にもう1回開催回数があるということなんですけれども、これについて、当時の会議録あるいは議会報等、詳細にわたって調べましたが、13回目といたしますか、あと1回が、34回のうち12回分は除いてどれに当たるのか、特定ができませんでしたので、その点、ひとつ御了解よろしくお願いたしたいというふうに考えております。

続きまして、3件目、これは昭和60年9月17日から翌61年3月6日に設置されました、ごみ処理施設建設事務調査特別委員会でございます。

設置理由といたしましては、穂谷川清掃工場ごみ処理施設建設に係る仮契約に関して、事務執行を含め多くの問題がうかがわれたことについて、これらの問題を解明することにより、今後の本市のより公正な請負契約の執行を図るためとの理由により設置されたものでございます。

内容としましては、以上の件について委員10人をもって構成するごみ処理施設建設事務調査特別委員会を設置し、これに付託の上、関係人の出頭、証言及び記録提出の請求等の一切の権限を同委員会に委任したものでございます。

ただし、同委員会の運営は、通常の特設委員会による調査を行った後、委員会で必要と認められた場合に100条調査権を行使するものとされました。結局、100条調査権の発動はなかったということでございます。

なお、調査に要する経費は100万円以内とされ、委員会は6カ月間にわたって調査を行い、開催回数は18回、理事者・職員15人（延べ40人）から説明を聴取したものでございます。

経過等につきましては、別紙③のとおり「ごみ処理施設事務調査特別委員会の開催状況」に掲載させていただきましたので、詳しい説明は割愛させていただきます点、御了解いただきまして、説明とさせていただきます。

以上でございます。

**○野口光男委員** 日にちがない中で資料を作ってくださいまして、ありがとうございました。

この資料を見ても、本当に当時、証人喚問を含めて、特に黒い霧事件に関しては、たくさん証人喚問をやったわけですが、そこでは、やっぱり市民の不信感を取り除くということが大きな目的、そしてまた今後の事務執行の改善、こういうことをやっていくために設置されたということで、今回の事案と非常に類似しているというふうにも思いますし、過去のこういう経過を見ても、100条委員会の設置が改めて必要だなと私も思うわけです。

今回の請願文書の中にも書かれてますけども、今回、南部市民センターの新設工事についても受注調整、いわゆる談合というのが行われたということが、裁判の中でも出ていますわけですが、第2清掃工場の談合事件との関連もあり、例えば100条調査特別委員会を議会の中で設置をされて、これも調査対象というふうにしていくと決めれば、当然、この南部市民センターの新設工事の件についても調査対象とできるのかどうか、ちょっと確認したいんですけども。

**○山下寿士市議会事務局長** お答えいたします。

100条調査を行使する特別委員会を設置する場合には、まず、本会議で調査事項、特別委員会の設置、調査事項の特別委員会への委任、調査期限、調査経費などを議決する必要があります。

当該調査事項を盛り込んで議決すれば、調査対象とすることができるものと考えます。

**○野口光男委員** ありがとうございます。

南部市民センターの問題については、この間の質疑の中で、当局からは、談合はなかつ

たということで、終わっている問題だというような答弁もあったわけですが、例えば、その根拠、南部市民センターで談合が行われていなかったと、このようにする根拠として、入札監視委員会にも報告してますと、例えば公正取引委員会にも報告をしてると、こういうことから、この間の決算特別委員会の中でも、談合はなかったんだと市の方は言ってるわけですが、このような中で、市として、南部市民センターでのこういう経過について、調査をしたのかどうか、お伺いをしたいのですが、いかがでしょうか。

○長沢秀光総務部人事調整担当参事 調査委員会の中でと理解させていただきますけれど、本調査委員会の中では、南部市民センターについての議論はしておりません。

○野口光男委員 今回の第2清掃工場と南部市民センターの関連性は、もう既に議会の中でもるる述べてきたわけですが、特に、先日も、指定業者の条件を変更したというようなことが裁判の中でも言われてるわけですが、その中で、指名業者の経営状況を点数化したY点というのを新たに付加させたというようなことも、議会の答弁の中で言われていると。

その条件で指名業者がどのように変更されたのかというようなことについても、私はやっぱり調査すべきではないのかというふうに思うわけですが、今のところ、市としてそういう調査もしていないということから考えても、調査特別委員会の設置というのは必要ではないかというふうに思います。

私、この間、談合事件の質問もさせていただいているわけですが、答弁の中身があまりない部分が多いいわけです。例えば、元警官が市の幹部に対して2回面談をして、いろいろレクチャーをしたというようなことが裁判で言われたと。決算特別委員会でそれを質問したわけですが、答弁が、そのようなことは聞いていませんと、こういう答弁だったんですね。一体、じゃあだれに聞いてなかったのか。それは、事実を確認する責任ある人が答弁すべきなわけですが、改めて2回目でも、確認する努力をしたのかという質問もしたわけですが、そのときの答弁も、事実があったかどうか私自身は聞いてませんと、こういう答弁が返ってきたと。

こういうような、非常に答弁自身があいまいだと。こういう事実かどうか、市として私は調査をするべきではないかと、こういうふうに思うわけですが、こういう事実の経過について、庁内の委員会、また調査委員会の方で調査をしているのかどうか、お伺いします。

○長沢秀光総務部人事調整担当参事 お答えいたします。

先ほども申し上げましたけれど、現在、事実認定につきましては公判に委ねるというような基本姿勢をとっておりまして、現在、調査委員会の方では、事務処理過程の検証、ここに今、全精力を注いでるところでございますので、その中で談合防止策を練っていかうという状況でございます。

○野口光男委員 それは事務処理過程の一つだと、今のも、私はそういうふうに認識しているんです。こういう市の担当職員、担当幹部に外部の人間がそういうレクチャーをしたと、そういう事務が行われていたのかどうかということは、やはり調査をすべきだと思いますし、そういう調査をする姿勢が今の答弁の中ではないわけですので、議会として調査特別委員会の設置が必要だということも改めて思うわけです。

この間の答弁の中では、副市長からも、これまでの市の事業を決定する過程と同じように担当課で立案し、必要に応じて担当部課あるいは関係部署との協議を重ねて決裁等の手続を経て、こういうことで、通常どおりの事務を第2清掃工場の事業についてもしてきたんだという答弁が、この前もあったわけです。

しかし、私は、第2清掃工場の事業については、これまでの事務の流れと違う事務の仕方をしたのではないかということは、この間も指摘させていただいているんですけども。それは、すべての事務を一つの事業部で進めてきたと、これが通常とは違う事務の流れだったというふうに思いますし、こういう事務執行過程の違いについて、市として調べたのかどうか、お伺いをしたいと思います。

**○長沢秀光総務部人事調整担当参事** お答えいたします。

今、委員おっしゃっていただきましたように、通常のルートではないのではないかといいことですが、決算特別委員会の中で、木下副市長の方で、手続をとっておるといふ形の答弁をさせていただいております。それについては変わりないところでございますけれど、調査委員会の中では、もともとやってきたような形の事務処理はどういったものだったのか、今回、第2清掃工場の中ではどういった事務処理をしたのか、こういった違いにつきましては、検証をしているということではございます。

**○野口光男委員** 事務処理の中身について検証、従来とどうなのかという比較を今しているということですが、それについても議会としてチェックする、そういう必要があるなというふうに思うわけですが、

それと同時に、意思決定の問題ですが、今回の清掃工場の建設事業については、外部の建設検討会議の審議、そして庁内の建設検討委員会での議論、その結果を踏まえて慎重に意思決定をやってきたんだと、この間繰り返して言ってるわけですが、この意思決定の中身について、今、市としては確認をしているのかどうか、お伺いをしたいと思います。

**○長沢秀光総務部人事調整担当参事** 今、調査委員会の具体的な審議内容にかかわる御質問になるかと思いますので、現在、非公開という形で開催させていただいておりますので、なかなかお答えづらいところはございますけれど、事務処理過程を検証する中では、さまざまな資料に基づいて検証を重ねるといった形で御理解をお願いしたいなと思います。

**○野口光男委員** その中で、例えば、建設検討委員会という庁内委員会、これの記録というのはあるのかどうかというのは、お答えできますか。

**○長沢秀光総務部人事調整担当参事** 本来、私の方でお答えすべきことではないと思うんですけど、先ほども確認させてもらいましたら、いわゆる下の行政資料コーナーに設置はさせてもらったというふうなお答えはもっております。

ただ、現在ないような状況ですので、再度設置の方はするというようなことでは、原課の方からは聞いております。

**○野口光男委員** 今はないと。でも、存在はしているということですね。内部の検討委員会。

**○長沢秀光総務部人事調整担当参事** いわゆる議事録というふうな形ではないと聞いておりますけれど、ちょっと内容については私自身は把握はしておりませんが、何らかのそういった形でのものは置いたというふうには聞いております。

○野口光男委員 この間の当局の説明の中でも、外部の検討会議の中身を内部の検討委員会に持ち帰って、こういうやりとりをして、最終的には方針を決めてきたということがあるわけですので、当然、それらの議事録すべて、きちっと議会としても私は調査をすると、そういう必要があると思いますし、審議経過、意思決定の中身についても、調査特別委員会を設置すれば、そういう当時の委員さんとか、そういう方も呼んでお話も聞けるということからも、意思決定の中身を確認していく、そういう経過の中での問題についても、調査特別委員会というのは有効ではないのかと思います。

先ほども説明があったわけですが、この間、庁内での調査・談合防止対策委員会へと今は名称が変わっていったわけですが、具体には、今、事務処理過程の問題の洗い出しをしているという御答弁だったわけですが、しかし、今の裁判経過を見ると、幾つかの問題点がその中で指摘されているわけですが、その1つは、プラントと建屋工事を一括発注から分離発注にしていたこと。

2つ目には、石本建築事務所が、元請業者として入札参加予定の大林組に、入札契約に反して秘密を漏えいし、設計業務協力をしていたという問題。

そして、3つ目には、石本建築事務所が、当初90億円という最初の段階での粗見積もりだと思えるんですけど、概算のそういう積算が出されたこと。

4つ目には、39億円という1回目の予定価格に対して応札がなかった経過で、いわゆる100社のうち20社に対して入札妨害をしたこと。これは、裁判でも今争われているわけですが。

このように、今回の事業の時々において検証すべきことがやはりあるのではないかと。このことに関して、市としては調査をしていくのかどうか、お伺いをしたいと思います。

○鷺見信文委員長 暫時休憩します。

(午前10時55分 休憩)

(午前10時56分 再開)

○鷺見信文委員長 再開します。長沢参事。

○長沢秀光総務部人事調整担当参事 お答えいたします。

今、この内容につきましては、現在、公判の中で委ねられているという事象でございますので、これにつきましては、まずは公判に委ねる、この中で注視をしていきたいという形での答弁をこれまでからさせていただいておりますので、よろしくお願いたします。

○野口光男委員 私は、調査特別委員会がなぜ必要なのかということで、裁判の経過もちょっと述べさせていただいたんですけど、市としては調査をまだしないんだよと、裁判の結果を待っているんやということだと思いますし、それに対して、市民の方々は、やはり今、市としても調査すべきであると、議会としても調査特別委員会でもって調査をしてほしいというような請願だと思いますし、そういう意味では、裁判で争われている問題、そしてまた裁判では争われない問題もこれから出てくると。

今の刑事裁判の中での被告人に対する、いわゆる刑事での判決というふうになりますので、具体的に事務の流れがどうだったのかというのが今の裁判での争点にはなっていないということからも、私としては、裁判の経過を待つのではなくて、実際に市として調査すべきことはすべきではないか、また、議会としても調査すべきことは特別委員会を設置して

調査すべきではないかというふうにも考えているわけですが。

例えば、前回、決算特別委員会の中で、先ほどの一つである石本建築事務所が建設業者と一緒に設計業務を協力していたというようなことに対して、これに対して必要な措置をとるべきではないかという私の質問に対して、市としては、顧問弁護士とも相談していくというような答弁をいただいたんですけども、現在、これはどうなっているのか、実際に弁護士に相談したのか、お伺いをしたいと思います。

○鷺見信文委員長 暫時休憩します。

(午前10時58分 休憩)

(午前10時58分 再開)

○鷺見信文委員長 再開します。木下副市長。

○木下 誠副市長 ちょっと中身に入ることになりますけれど、今の御質問については、顧問弁護士と十分相談させていただいております。

○野口光男委員 今の状況の中で、やはり裁判経過の中で市として調査すべきこと、また裁判の結果を待つべきことというようなことを、今、精査をしているのかどうかというようなことも含めて、この間聞いてきたわけですが、地方自治法第100条の権限の調査特別委員会であれば、例えば、そういう大林組の関係者とかを実際に呼んで、先ほどの質疑の中にもありましたけれども、独自に調査をしていくことができる。

今現在も、枚方市においては、契約行為がずっと続いているわけですので、いわゆるそういう工事契約において、こういう談合を許さないというためにも、こういう事実確認について、裁判を待つのではなく、やはり市としても調査すべきやと思いますし、また、議会としても、こういう調査をしていって、談合を二度と起こさせないというようなことが必要だというふうに私としての意見を述べて、質問を終わりたいと思います。

○高橋伸介委員 何か早速、100条委員会での討論のような形になってきたわけですが、請願要旨に戻りまして、1点だけお尋ねしたいんですけども。

私も、議会が110条であれ100条であれ、どんどん調査されるというのは原則賛成なんですけれども、今回、事件がちょっと前後逆になって、議会の出番が後になったものでややこしくなるとは思いますが、この100条の権限でもって、現在540項目以上に上ると言われている押収書類なんですけれども、これ、設置すれば、全部、検察は返してくれるのでしょうか。

○堀川嘉久法制室課長 お答えさせていただきます。

100条が設置されますと、資料請求が法的にできると。それと、検察、裁判の方で使われている書類、リアルな書類を返してもらえるかというのは、また、向こうの判断によるべきものだと考えています。

ですから、請求はできるとは考えますが、イコール全部返していただけるのかどうかは、裁判所、検察の判断によるものだと考えています。

○高橋伸介委員 そうしますと、先ほど、関係人の出頭、証言を求める場合、これ、既に裁判で関係されている方とか、もう既に押収されている膨大な資料、これについては、調査委員会を設置しても、検察の腹一つと、こういうことでいいのでしょうか。

○堀川嘉久法制室課長 お答えさせていただきます。



腹一つという言い方はちょっとなんですが、その要素は多分にあると思います。関係人についても、現に今起訴を受けている方ならば、やはり自分の裁判に影響されることについてしゃべるといことは、基本的に強制されるということ、憲法上もないというふうには理解しています。

○**広瀬ひとみ委員** 冒頭に、紹介議員に対して、高橋委員の方から枚方官製談合事件という言葉の使い方はどうなんだというお話があったと思うんです。委員は、本当にこの間いろいろと調査をされて、そして、自分の調査の中で、これはどうなのかという意見をお持ちになっているというのはよくわかるんですけども、市民の皆さんから見たらどうかというと、市民の皆さんというのは、マスコミ報道でしかこの事件のことを知ることがほとんどできていない状況だというふうに思うんですよね。この間、マスコミではどういうふうに報道されていたかということ、枚方官製談合事件という大見出しが、連日、新聞報道の中をにぎわすということがあったわけなんです。

ですから、市民の皆さんは、市長と副市長が一緒になって大林組などの企業と一緒に談合を行ったと、このことに対して一体どうなってるんだと。この全容解明をしてほしいし、きちんと関係者の皆さんに対して損害賠償をしていってほしい。こういう思いを持って会を作られて、そして、この請願も、そういう趣旨でもっていただいているというふうに、私、理解をしているところなんです。

ですから、正確に言えば、今、地検の方で枚方官製談合事件だと言われているということなんですけれども、市民の皆さんがこういう言葉を使われるのは、ひとつやむを得ないのではないかなというふうに理解をしているということ、まず意見として述べておきたいと思うんです。

それから、この請願の趣旨の中に、竹内市長が、外部の有識者による調査委員会の設置の目的を事実関係の調査から事務処理の検証にと変更したんだということが書かれているわけなんですけれども、この外部の有識者の調査委員会の設置の経過なんですけれども、私も、本当にこの事件起きまして大きなショックを受けました。だって、第2清掃工場というのは、本当に地元の皆さんにもいろんな思いをしていただく中で、やっと建設にこぎ着けてきた、そういう事業だったわけですし、多くの職員の皆さんが本当に苦勞してこの事業に携わってきたということも、よく理解しています。

ですから、この事件の中で談合事件が起こったっていうのは大きなショックでしたし、職員の皆さんにも、また市民の皆さんにも、大きな衝撃を与えたというふうに思っているんです。

その中で、議会としては、その事件を受けまして、6月議会の中で決議を上げました。その決議というのはどういう中身だったかということ、市に対してこの問題で徹底的に検証しなさいよと、市は説明責任を果たすべく最大限の努力を払いなさいということを求めたわけなんです。事件の解明、原因の究明に全力を挙げて取り組んでくださいということ、市長に対して求めていったわけなんです。

この決議を上げまして、そしてその後、残念ながら小堀副市長が起訴されるという事態に至ったわけなんです。その起訴を受けて全員協議会が開かれまして、そのときに中司前市長が何と言ったかといいますと、議会でもいただいた決議の重さをしっかりと受け止めて、

市として徹底した調査、検証を行ってまいります。具体的には、外部の有識者による調査委員会を立ち上げますよと。庁内においても、事務処理のプロセスを改めてチェックをし、対応策を検討する場を設けていきますよということで、外部の有識者の委員会、そして庁内の委員会というのが立ち上げられてきたという経過だというふうに思うんですよね。

そうやって立ち上げられた外部の有識者委員会だったわけですがけれども、第4回定例会が開催されるときに、10月29日に全員協議会が開催をされまして、そこで、外部の有識者による調査委員会の設置目的を変えましたよという報告をいただいたわけなんです。ここにそのときの議事録を持ってきておりますけれども、（資料を示す）ここで、本当に大きな変更がされたのではないかなというふうに私は思っているわけなんですけれども、今までの調査委員会の設置目的を、事実関係の調査から事務処理の調査に変えるんだよと。そうやって調査委員会の設置目的を変えるんだけれども、だからといって、この調査委員会の設置の目的の方向性を変えるものではありませんよというふうにも説明をされているんです。

確かに、この問題の検証を行う、それから今後の談合防止対策を練っていくという、そういう方向性というのは変わってはいないわけなんですけれども、徹底した調査、検証していくというところの部分が大きく変わってしまったんじゃないのかなと。ここで、本当に今までの枚方市の中でどんなことがあったのかということ徹底して調査をして、うみを出し切って、そして、新しい枚方市に生まれ変わってほしいというのが、市民の皆さんの願いだというふうに思うんですね。

ところが、それを、事実関係は公判に委ねます、事務処理について調査をしますということなんですけど。ちょっとお伺いしたいのは、わからないのはこの点なんですけども、例えば、事務処理の調査をしていくときに、これまでと違う事務処理の流れがありましたということがあったとします。それはなぜ起こったのかということ調べようというふうに思ったら、それは、まさしく事実関係の調査に踏み込んでいくことになるんじゃないかというふうに思うんですけども、この点はどうなんですか。

**○長沢秀光総務部人事調整担当参事** 具体のケースになったときに、若干違うかもしれないですけど、基本的には、今委員もおっしゃってますように、談合防止対策を構築するために、その前段においていろいろな調査なり検証を行っていくというスタンスについては変わりはありませんので、こういったことが最終目標につながるというようなことの判断を、当然、外部の調査委員会、独立しておりますので、その中でこういった形をテーマに取り上げるのかというのは、当然、外部の委員さんの一定判断があるのかなというふうには考えております。

**○広瀬ひとみ委員** じゃ、委員の皆さんの判断があれば、事実関係に及ぶようなことであっても、それが談合防止につながるものであれば、それは調査するんだよというふうに、今のお答えはお聞きしたわけなんですけれども。

委員の皆さんの判断によってというところがポイントだと思うんですね。調査委員会の設置目的というのを結局は変えてしまったことによって、委員の皆さんには、刑事事件に直結するような事実関係の調査については公判に任せますよということ、皆さんもう既に御確認をされているわけですよね。その点、ちょっと確認したいんですが。

○長沢秀光総務部人事調整担当参事 切り替え時に各委員に一度集まっていたきまして、こういった形で修正をさせていただくと、こういう原因があったからということの御説明をさせていただいた上で、再度、就任依頼をさせていただいて、現在、各委員、結果として継続して委員になっていただいているという状況でございます。

○広瀬ひとみ委員 ですから、事務処理過程の流れの中で、これはおやっということがあったと、それについては、事実関係はどうなんだろうということをお調べなさいいけないことがあったと。でも、これを調べるということは結局刑事事件に直結するようなことにつながるなというふうに委員の皆さんが判断したら、絶対にこれはもうお調べにならないという、そういうことになっていくということですよ。よろしいですか。

○長沢秀光総務部人事調整担当参事 基本的には、今委員がおっしゃったとおりでございます。

当初、田中委員長の方が、委員長就任のときのあいさつの中でも、今回のこの問題については、なかなか正直、事実認定については難しいなというところから委員会が発足したという経過がございます。よろしくをお願いします。

○広瀬ひとみ委員 本当に難しいことだというふうには理解をするんです。しかし、事務処理過程の中で、通常と違った、おかしいと思われるような意思決定や判断があったと。そのことが、結局は事件を引き起こしていくというか、事件が起きていく過程の中で重要な役割を果たしているよというようなことがあるかも知れないわけですね。そのことがどうだったのかということをお調べいかないと、この事件というのは、どういう形で、どういう人を巻き込んで枚方の中で起こってきたのかというのが、結局はさっぱりわからないわけなんですよ。

これが、公判の中で詳細について明らかになるのかということ、その詳細については絶対に刑事事件の公判の中では明らかにならないわけなんですよ。でも、刑事事件にかかわることなのでということで、有識者の委員会の中でもこれは調査をしませんよということになってしまうということですから、結局は刑事事件の中でもわからないし、有識者の委員会の中でもわからないしと、どっちもわからないし、結局、枚方の中で何が起こったのかというのはわからないままということになってしまうんじゃないかなというふうに思うんです。

有効な談合防止対策を作っていくというのは、本当に大事なことだというふうに思います。もう既に、議会の皆さん方からも、いろんな対策についての提案というのがされてると思うんですよ。大体、もう談合防止のメニューというのは決まってるんじゃないかなというふうにも、逆に言えば思うわけなんです。

むしろ大事なものは、市政の中での行政が物事を進めていくときの透明度をどれだけ上げていくのかということが求められているんだと思うんですね。そういう意味でいったら、外部の有識者の調査委員会も、もうクローズになってしまって、最初は公開でやりますよということだったけれども、閉ざされて、今どんなことが話し合われているのかという具体的なことについても、私たち議会さえも全くわからないよということになっちゃってるという状態で、本当にいいのかというふうに私としては思いますから、結局は、その役割を今果たしていくのは議会じゃないかなというふうに思うということで意見を述べて、終わ

らせていただきます。

○鷺見信文委員長 暫時休憩します。

(午前11時15分 休憩)

(午前11時21分 再開)

○鷺見信文委員長 委員会を再開します。

○鷺見信文委員長 他に質疑はありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり) これをもって本日の質疑を終結します。

○鷺見信文委員長 お諮りします。

本件については、今後なお慎重な審査を必要とするため、議長に対し閉会中継続審査の申し出をしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鷺見信文委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件については、議長に対し閉会中継続審査の申し出をすることに決しました。

○鷺見信文委員長 以上で、本委員会に付託された事件の本日の審査はすべて終了しました。

よって、議会運営委員会は、これをもって散会します。

(午前11時22分 散会)